

質 疑 回 答 書

令和8年2月26日

件 名 野田市立北部保育所公私連携保育法人の指定

野田市健康子ども部 子ども保育課

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>【募集要項 3. 財産の取り扱い】 基本的な維持管理は公私連携保育法人にて対応、一定規模の修繕は野田市と事前に協議と記載されているが、「軽微ではない」修繕等は野田市で対応していただけるのか？金額の目安があればお示しいただきたい。</p>	<p>募集要項に記載のとおり、建物の保守点検、維持管理、修繕等に関する費用は、その規模に関わらず全て公私連携保育法人に負担していただきます。</p> <p>また、一定規模の修繕につきましては、保育所運営への影響や施設保全の観点から、実施前に野田市と協議を行っていただくことを想定しております（200万円を超える修繕等を目安）。</p> <p>なお、実施した修繕については、三者協議会において報告していただく予定です。</p>
2	<p>【募集要項 3. 財産の取り扱い】 土地/建物ともに有償にて貸付とのことだが、それぞれの貸付額を確認したい。</p>	<p>土地及び建物の年間貸付額（参考）は次のとおりです。なお、貸付額については固定資産評価額の見直しに合わせて改定を行う可能性があります。</p> <p>（計算方法） 土地：固定資産税相当額×3×1/2 建物：固定資産評価額×6/100×110/100×1/2</p> <p>※野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金に準じて通常の貸付額に1/2（軽減率）を乗じて算出</p> <p>（参考：令和7年度の金額で試算した場合の貸付額） 土地：598,349円 建物：307,070円 合計：905,419円</p>

番号	質 問 事 項	回 答
3	<p>【募集要項 4. 園舎の建替え】 建替えができないやむを得ない事由（保育需要の減少／建設費の高騰等）がある場合は、建替えを行わない協議も可能なのか？</p>	<p>園舎の建替えを行うことが応募の条件となりますので、建替えを行わない協議は認めません。 ただし、大規模災害、感染症の大流行、園の存続が困難となるほどの著しい児童の減少等、真にやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。</p>
4	<p>【募集要項 4. 園舎の建替え、5. 施設の現況】 既存園舎は運営法人負担にて解体と見受けられるが、認識に相違はないか？解体を運営法人で行う際に、既存杭の有無と杭がある場合の残置について確認したい。</p>	<p>既存園舎の解体は、既存杭の撤去も含め無償譲渡後に公私連携保育法人の負担において行っていただきます。 ただし、既存杭を撤去することにより、地盤の強度や安定性を損なう可能性等がある場合は、対応について公私連携保育法人と野田市が協議を行い決定するものとします。 既存杭の有無：有り 杭種：PCパイプ、直径：300mm、長さ：17m 本数：28本</p>
5	<p>【募集要項 4. 園舎の建替え、5. 施設の現況】 新園舎建築や既存園舎解体を行う際に、地中埋設物が出てきた場合の処理費用について、負担先を確認したい。</p>	<p>ガラ等の地中埋設物が確認された場合は、処理に係る費用について野田市が負担することも含めて、公私連携保育法人と野田市が協議を行い、決定するものとします。</p>
6	<p>【募集要項 6. 整備、運営及び引継に係る経費】 就学前教育・保育施設整備交付金を活用することだが、令和7年9月19日付の要綱を見ると、社会福祉法人等以外は待機児童が10名以上いる等の要件が無いと当交付金の使用ができないように見受けられる。 現在の野田市の待機児童数について確認をしたい。 5年後の園舎建替えの際に待機児童が発生しておらず社会福祉法人等のみが対象となった場合、対象外となってしまった法人格についても市独自で補助があるかも確認したい。 ※社会福祉法人等…社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人</p>	<p>令和6年度末の待機児童数は119人、令和7年4月1日時点の待機児童数は0人となります。令和7年度末の待機児童数も令和6年度と同程度となる見込みです。 市独自の補助については想定しておりません。</p>

番号	質 問 事 項	回 答
7	<p>【募集要項 10. 審査及び選定方法】 「パワーポイント等を使用する場合…」 「追加資料の配布は認めない」との記載があるが、③企画提案書（様式3）を要約したパワーポイントは使用可という理解で良いか？その場合、投影のみは可能だが、配布はできないということか？</p>	<p>プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容を要約したパワーポイント等をスクリーンに投影することは可能です。 ただし、内容は提出済みの企画提案書の範囲内とし、新たな提案等を加えることは認められません。 なお、資料の配布につきましては、当該投影資料を印刷したものに限り、審査当日に配布していただいております。</p>
8	<p>【運営仕様書 8. 引継ぎについて】 野田市との協定を締結後、引継保育に参加可能という事だが、合同保育補助対象期間はあくまで令和9年1月～3月のみか？予算範囲内であれば、前倒しなどの相談は可能か？</p>	<p>現指定管理者と調整し、3か月を超えて合同保育を行うことは可能ですが、3か月を超えて合同保育を行った際の費用については、公私連携保育法人の負担となります。</p>